

議事要旨(7) ソフトウェア取引等収益検討専門委員会における検討状況について

吉田専門研究員より、資料「審議資料(7)-2 ソフトウェア取引等収益検討専門委員会 検討スケジュール(案)」に基づき、当専門委員会での検討スケジュールについて説明があり、引き続き資料「審議資料(7)-1 ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、第3回専門委員会までの検討内容について説明があり、審議が行われた。

(説明の概要)

検討スケジュール

- ・ 当専門委員会設置の際に確認されていた、本テーマの緊急性に鑑み、平成18年4月以後開始する事業年度からの適用を想定し、平成18年3月頃の「実務対応報告」の公表を目指す。

主な検討内容

- ・ ソフトウェア取引における収益認識は、ソフトウェアが無形の資産であることによりその状況や内容確認の困難さはあるものの、取引の実在性を前提として、一定の機能を有する成果物の提供が完了し、その見返りとしての対価が成立することが必要と考えられる。
- ・ 従って、原則として、市場販売目的のソフトウェア取引については納品完了時だが、受注制作のソフトウェア取引については顧客側で成果物とその一定の機能を有することについての確認が行われた時点で収益認識する。
- ・ 契約が分割される場合についても同様の考え方であるが、最終的なプログラムの完成前であっても、分割された契約の単位の内容が一定の機能を有する成果物(顧客が使用し得る一定のプログラムや設計書等の関連文書)の提供であり、納品日、入金条件等についての事前の取決めがある等一定の条件を満たす場合については収益認識が可能と考えられる。
- ・ 販売に関する通常負担すべきリスクを負っていない場合には、実質的な取引の主体となっていないため、収益の総額表示は適切ではないと考えられる。

(委員等の発言)

委員より以下のような意見があり、引き続き検討することとなった。

- ・ 本実務対応報告による実務の変更点について具体的に明示すべきではないか。
- ・ 収益認識において顧客側での確認(検収)を要することになると顧客の能力に依拠することになり、実務的には困難ではないか。
- ・ 契約内容の見直し等の対応も要すると考えられるため、平成18年4月以後開始する事業年度からの適用は困難ではないか。

以上